

令和7年度

岩手山麓農業水利事業

岩手山麓地区現場調査推進技術（その5）業務

現 場 説 明 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

1. 契約の保証について

契約の保証については、別紙1のとおりである。

2. 履行期間等について

(1) 履行期間

履行期間は履行開始日（令和7年4月8日）～業務完了日（令和8年3月24日）までの351日とする。

(2) 準備期間

準備期間は履行開始日から5日間（土日除く）とする。

(3) 業務期間

業務期間は履行期間から準備期間を除く、作業開始日（令和7年4月15日）～業務完了日（令和8年3月24日）までの344日とする。

3. 積算基準適用年度及び単価期について

本業務における積算基準適用年度は、令和6年度としている。

また、単価期は令和7年3月期を適用する。

4. 直接人件費について

(1) 監督支援型

現場技術業務に係る費用を下表のとおり計上しており、超過勤務は計上していない。

技術者の区分	技術者の職種	数 量	備 考
現場技術員 (C)	技術員	344日	

(2) 業務打合せ

管理技術者との業務打合せは、岩手山麓農業水利事業所にて行うものとし、毎月1回（1回当たり技師（A）0.25人）計12回を計上している。

5. 直接経費について

(1) 積算上の基地は岩手県盛岡市としている。

(2) 旅費交通費（監督支援型）

現場技術員は通勤によるものとし、旅費交通費は計上していない。

(3) 旅費交通費（業務打合せ）

業務打合せに係る管理技術者の旅費交通費は電車利用（JR盛岡駅～JR大釜駅）を計上している。

(4) 現場経費（事務室損料）

業務用事務室損料等については、発注者施設を無償使用としているため、計上していない。

(5) 現場経費（現場業務）

現地調査、監督等に係る交通費は5人乗りライトバン（1.5L）損料及び燃料を計上しており、機械経費に掛かる豪雪地域の補正率は10%を見込んでいる。

なお、現場業務30回の内訳は以下を見込んでおり、運転労務費は計上していない。

目 的 地	片道平均距離	往復移動時間	回数
導水路・主幹線用水路等 (滝沢市内)	14km	1 時間程度	30回

6. 情報共有システムについて

本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

なお、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）等については、その他原価に含まれるものとし、別途計上はしない。

7. その他

現場技術員はCADソフトを操作できる者を配置するものとする。また、農業水利ストック情報データベースへの入力など、監督職員等の指示する業務に柔軟に対応できる者を配置するものとする。

〔一般事項〕

1. 入札（又は見積書の提出）について

- （１） 本業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、指名通知書（又は見積依頼書）、図面、仕様書、東北農政局競争契約入札心得（又は見積心得）、業務請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- （２） 本業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 契約の保証について

- （１） 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- （ア） 保管金領収証書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- （イ） 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局歳入歳出外現金出納官吏 総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- （ウ） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- （エ） 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- （オ） 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- （ア） 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- （イ） 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 昆野 淳」と記載するように申し込むこと。
- （ウ） 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- （エ） 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- （オ） 受注者は業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する銀行等の保証に係る保証書

- （ア） 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合とする。（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- （イ） 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利

事業所長 増尾 学」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 増尾 学」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長 増尾 学」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2)(1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

3. 実施期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払保証約款第7条の2に基づく工期変更の被保険者(発注者)から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、工期変更に係る業務請負変更契約書の写しを送付するものとする。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 東北農政局岩手山麓農業水利事業所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。